

出雲市の発達支援に関する主な取り組み(平成25年度)

資料5

	気づき	支える	つなげる	事業名	目的等	対象者・年齢	スタッフ・体制	実施内容・方法	利用状況・実績	課題
1	○	○		訪問事業 (継続訪問含む)	・生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問。 ・乳児や保護者の養育環境の把握、子育て情報の提供、子育ての悩みの傾聴や相談を行い、地域の中で子どもが健やかに成長できる環境を整える。 ・支援が必要な家庭に対しては適切な支援につなげ、ひいては児童虐待予防も図る。 ・継続的な支援が必要と判断する場合は継続訪問を実施。	乳幼児等とその保護者	市保健師 委嘱助産師 あかちゃん声かけ訪問員(子育てサポーター、民生児童委員、主任児童委員)	①市保健師・委嘱助産師による訪問 ・身体計測、栄養方法の相談、子育て相談・情報提供、子育て環境の整備の把握 ・母親の心と身体の健康状況の把握、産後うつ予防。必要時、養育支援訪問の活用。 ・養育支援が必要な場合や発達支援が必要な場合は、隨時継続訪問。 ②あかちゃん声かけ訪問員による訪問 ・子育てアンケートで母親の体調等を訪ね、気持ちに寄り添う。訪問状況を地区担当保健師に報告。地域の子育て情報を提供。 ・回数:1回	H24年度訪問件数(初回訪問) ・市保健師・委嘱助産師訪問 1,523件(97.9%) ※訪問以外の方法で把握した場合を含めると100% ・あかちゃん声かけ訪問 1,239件(79.6%)	市保健師・委嘱助産師訪問 ・H25の権限移譲に伴い、未熟児訪問事業を実施しているが、母親の精神的フォローアップについて、対策の検討が必要。 あかちゃん声かけ訪問 ・地区毎の訪問員連絡会の開催と充実 ・4か月児健診までの全数訪問 ・スキルアップ研修の充実
2	○			妊婦・乳幼児健康相談	・計測・相談等による乳幼児の発達・発育の確認 ・う歯予防や基本的生活習慣の確立 ・妊娠・出産・子育ての不安の軽減および児童虐待予防	妊婦・乳幼児とその保護者	助産師 栄養士 歯科衛生士 保健師 看護師	・身体計測、専門相談 ・出雲地域 月4回 ・平田・河南・大社・斐川地域 各月1回 ・地区ごとに隨時実施 ・発達相談については地区担当保健師や子ども家庭相談等へつないでいく。	H24年度のべ利用者 2,666人	専門職の確保
3	○			1か月児健診 4か月児健診(集団) 9~10か月児健診	・乳児期に発育や発達の診査を実施し、早期発見・早期支援、育児不安等の把握や相談を行う。	・1か月児 ・4か月児 ・9~10か月児	①1か月、9~10か月児健診 ・医療機関委託 ②4か月児健診(集団健診) ・診察、身体計測、専門相談、離乳食指導等。精密検査は医療機関に委託。 ・H24年度から毎月1回3会場で実施(中央会場2日/月、平田会場0.5日/月、斐川会場0.5日/月)	H24年度受診者 ・1か月児健診 1,486人(受診率95.9%) ・4か月児健診 1,513人(受診率98.9%) ・9~10か月児健診 928人(受診率63.2%)	・未受診・事後フォローアップの徹底 ・9~10か月健診の受診率向上	

出雲市の発達支援に関する主な取り組み(平成25年度)

資料5

事業名	目的等	対象者・年齢	スタッフ・体制	実施内容・方法	利用状況・実績	課題
1歳6か月児健康診査(集団)	・幼児の疾病や異常の早期発見と発達・発育の確認 ・う歯予防や基本的生活習慣の確立 ・育児不安軽減及び児童虐待予防	1歳6か月児	医師、歯科医師、歯科衛生士、看護師、臨床心理士、保育士、保健師、栄養士	・身体計測や診察(内科・歯科)、専門相談、う歯予防のフッ化物塗布。 ・精密検査は医療機関に委託。 ・毎月1回3会場(中央・平田・斐川)で実施 ※国、県の健診マニュアル策定に伴い、子育て支援・発達障がいの早期発見の視点を充実させた内容を今後検討予定。	H24年度受診者 ・1,550人(受診率98.5%) ・再診受診者:87人 ・保育士による個別相談件数:99件 ・臨床心理士による個別相談件数:121件 ・にこにこ教室への紹介:23人 ・発達クリニックへの紹介:11人 ・医療機関への紹介:46人	・フォローの判断基準、事後フォローの徹底 ・専門職の確保
3歳児健康診査(集団)	・幼児の疾病や異常の早期発見と発達・発育の確認 ・う歯予防や基本的生活習慣の確立 ・育児不安軽減及び児童虐待予防	3歳児	医師、歯科医師、歯科衛生士、看護師、臨床心理士、保育士、保健師、栄養士	・身体計測や診察(内科・歯科)、専門相談 ・精密検査は医療機関に委託。 ・毎月1回3会場(中央・平田・斐川)で実施 ※国、県の健診マニュアル策定に伴い、子育て支援・発達障がいの早期発見の視点を充実させた内容を今後検討予定。	H24年度受診者 ・1,523人(受診率95.7%) ・再診受診者 33人 ・医療機関紹介 89人 ・発達クリニック紹介 15人	・未受診、事後フォローアップの徹底 ・健診未受診で未就園・未入所児の状況把握
○発達クリニック	・発達の気になる保護者の発達相談 ・早期支援につなげるためのコーディネート	発達の遅れ(疑い)やその心配がある就学前の子どもとその保護者	小児神経専門医 子ども家庭支援相談員(臨床心理士) 保健師 など	・小児神経専門医による個別発達相談 ・回数:月1~2回、1回4~7枠、1枠45分 ・会場:市役所(会議室)	平成24年度実績 実相談件数 74組 のべ相談数 98組	・専門医の確保 ・相談内容に応じた発達相談の充実
発達支援教室 (にこにこ教室・あそびの広場)	・児の発達支援 ・保護者支援 ・児の発達等の経過観察	1歳6か月児健診等で発達支援が必要と思われる児、保護者支援や経過観察をする概ね1歳6か月～3歳児と保護者	音楽療法指導員 臨床心理士 保健師	・音楽療法を中心とした親子での発達支援活動及び保護者同士のグループミーティング ・各月1回 ・会場:中央会場(塩冶コミュニティセンター) 平田会場(ひらた子育て支援センター)	平成24年度実績 実参加組数 45組 のべ組数 198組	・実施方法の検討(回数、内容など)

出雲市の発達支援に関する主な取り組み(平成25年度)

資料5

事業名	目的等	対象者・年齢	スタッフ・体制	実施内容・方法	利用状況・実績	課題
○ 年中児(4歳児クラス)発達相談事業	・年中児を対象とした発達相談アンケート、臨床心理士等の集団行動観察を行い、スクリーニング、相談支援などの実施方法を検討(モデル事業)。	幼稚園・保育所の年中児(4歳児クラス)	幼児教育指導員、幼稚園教諭、子ども家庭支援相談員(臨床心理士)、指導主事、保健師など	・発達相談アンケート(SDQ)によるスクリーニング ・臨床心理士、保健師等による集団行動観察及びカンファレンス	・実施園:4園(対象児117名) ・発達相談アンケートによって、支援の必要性が高い結果となつた児(全児の約4割)を集団行動観察の対象 ・集団行動観察の対象となつた児の約半数(全児の約2割)が「特別な支援の必要性(発達上・養育上)があると思われる」結果	・事業拡大に向けた人材確保 ・支援のつなぎ先の検討 ・就学相談等との関連性構築など
○ 親支援教室(にこっとティータイム)	健診(問診)で育児ストレス項目が多い母親等を対象に、実際的な子育ての知識や方法を学ぶ機会を設け、育児不安、育児ストレスの軽減を図る。	育児不安や育児ストレスの高い母親	臨床心理士、保健師、託児ボランティア	・1期4回の10人以下の少人数固定メンバーによる子育て座談会方式。年3期実施。託児を行い、母子分離で行う。	H24年度実参加者 27人 H25年度実参加者 17人	・ストレス度は高いが、希望されなかつた方へのフォロー検討
○ 保育所巡回相談	園として発達面で気になる保育所入所児を対象に、保育観察、園へのコンサルテーション、関係機関へのつなぎや保護者面接等を実施する。	保育所入所児	子ども家庭支援相談員(臨床心理士)	子ども家庭支援相談員2名(心理士)が、市内保育所の求めに応じて保育所を訪問し以下の支援を行う。 ①相談対象児の集団行動観察 ②保育士等とのコンサルテーション ③関係機関との連携 ④巡回訪問における保護者面接(心理面接を含む) ※今後、相談員を2名から3名に増員し、幼稚園巡回も開始予定。	平成25年度実績(～H25.12月末) ・保育所訪問数 156回 ・相談受理件数(延)682人 (相談内訳 発達555、要保護21、児童相談20、その他86) 平成24年度実績 ・保育所訪問数…211回 ・相談児数…319人 ・相談受理件数(延)711人	・ニーズのない園へのアプローチ ・市内55保育所(認可外保育施設を含)に対し、相談員2名体制であり、マンパワー不足。

出雲市の発達支援に関する主な取り組み(平成25年度)

資料5

事業名	目的等	対象者・年齢	スタッフ・体制	実施内容・方法	利用状況・実績	課題
気づき 支える つなげる						
11 ○ 子ども家庭相談	・子ども家庭支援相談員(臨床心理士資格)による保護者との個別面接 ・子どもの育ちに関する気がかりなこと、子育ての上での悩み等に関して、相談面接を実施。	相談希望のある保護者(子どもの育ちや発達について心配や不安をもつ保護者等)	子ども家庭支援相談員(臨床心理士)	・市内2会場に於いて相談日開設 ・予約制 ・医療機関相談に比べて利用者の抵抗感が少ない。 ① いすも子育て支援センター ・原則:月2日 1日4枠 ・年間20日(80枠)程度 ② ひらた子育て支援センター ・原則:月半日 1日2枠 ・年間10日(20枠)程度	相談件数(H25年12月末) ① 33(在宅17、保11、幼3、小2) ② 9(在宅6、保3)	・予約制のため、タイムリーな相談が難しい。 ・相談開設場所に来所困難な保護者には対応しにくい。
12 ○ 障がい児保育対策事業 (障がい児保育・発達促進児保育)	・障がい児保育事業・発達促進保育事業を行う市内の私立認可保育所に対して補助金を交付し、障がい児・発達支援が必要な児童に対する保育の充実を図る。	①障がい児保育事業 特別児童扶養手当の支給対象の児童等 ②発達促進保育事業 身体障がい者手帳・療育手帳の交付を受けている児童等		・障がい児保育に関する知識・経験を有する保育士の配置 ・施設・備品等の整備、健常児との混合保育等により実施 ・随時受入	平成25年度実績(見込) 障がい児保育事業 補助金交付園 22園 発達促進児保育事業 補助金交付園 8園	・支援が必要な児童の入所にあたって、保育所において保育士の確保など受入体制を確保できないことがある。
13 ○ 公立保育所特別支援加配保育士の配置	・特別な支援を要する児童に対して、臨時職員を加配し、きめ細やかな対応を行う。	特別児童扶養手当の受給対象、障がい者手帳の交付を受けている保育所入所児	保育士(臨時)	特別な支援を要する児童に対して、臨時職員を加配し、きめこまやかな対応を行う。	・特別な支援を要する児童数 中央保育所 0人 須佐保育所 4人 窪田保育所 2人 直江保育所 10人	・臨時の任用する保育士の不足
14 ○ 幼稚園ヘルパー・特別支援保育補助教諭配置	・特別な支援を必要とする園児が在籍する市立幼稚園に、担任教諭に加え、幼稚園ヘルパーや特別支援保育補助教諭配置を配置し、当該園児の支援を行う。	特別な支援を必要とする幼稚園児	幼稚園ヘルパー 特別支援保育補助教諭	配置数(平成26年1月末) ・幼稚園ヘルパー 25名(1日4時間 週4日:比較的軽度園児対象) ・特別支援保育補助教諭 18名(1日5時間 月21日:比較的重度園児対象)		・幼稚園ヘルパーの勤務時間数の不足 ・特別支援保育補助教諭の人材確保(幼稚園免許所持者)

出雲市の発達支援に関する主な取り組み(平成25年度)

資料5

	気 づき	支 える	つな げる	事業名	目的等	対象者・年齢	スタッフ・体制	実施内容・方法	利用状況・実績	課題
15	○			幼稚園巡回	・特別な支援を必要とする園児が在籍する市立幼稚園を、幼児教育指導員等が訪問し、園児を観察し、園へ指導・助言を行う。 ・幼稚園ヘルパーなどの加配の必要性を判定	幼稚園児	幼児教育指導員	・訪問は必要に応じ、年間を通して隨時実施 ・また、毎年2月、園児に幼稚園ヘルパーなどの加配の必要性の判定のための訪問を実施 ・加配後は、最低1回は対象園児の観察のため園を訪問し、加配継続の必要性を判定 ・緊急の加配判定はその都度園を訪問	月4～5日、幼稚園を巡回。	・幼児教育指導員は、特別支援の専門家ではないため、専門的な知識を持った者の同行が必要。
16	○			特別支援拠点園設置	・特別な支援を必要とする園児のうち重度の園児を中央幼稚園特別支援枠で受け入れる。	幼稚園児		・市立中央幼稚園において、それぞれ1クラスずつある年少・年中・年長において、各学年5人ずつの特別支援枠を設け、重度の園児の受け入れを行っている。 ・次年度は、今市幼稚園も特別支援拠点園とし、受け入れ態勢を整えていく方向。		・入園希望の対象園児を全て受け入れることができない ・担当する職員の確保 ・職員の技能向上
17	○			幼児通級指導教室	・ことばの遅れや軽度発達障がいなど特別な支援を必要とする幼児の発達を促す個別指導や、保護者からの相談対応。	幼稚園・保育所・在宅等全ての幼児(おおよそ3歳～就学前)		・今市幼稚園に幼児通級指導教室を開設し、ことばの遅れや軽度発達障がい、多動傾向等の幼児や保護者に対し、発達を促す個別の指導・相談を実施 ・市内4小学校(神西・平田・大社・中部)の通級指導教室に、幼児担当の幼児通級指導ヘルパーを配置し、小学校の通級指導教室に通う幼児の通級指導、各園への訪問指導などを実施。次年度以降、通級指導ヘルパーの勤務時間数の拡大を検討。	利用児数 76人(H25.9.1時点)	・担当教諭の専門性の向上や指導・相談体制の充実
18	○			就学時健康診断	・就学を予定している幼児の心身の状態を的確に把握し、就学に当たって保健上必要な助言を行うとともに、適切な就学を図る。	就学を予定している幼児	医師 歯科医師 看護師 小・中学校教員	・検査: 視力、聴力、知能等 ・検診: 内科、眼科、耳鼻科、歯科等	就学予定児童: 1563人	

出雲市の発達支援に関する主な取り組み(平成25年度)

	気づき	支える	つなげる	事業名	目的等	対象者・年齢	スタッフ・体制	実施内容・方法	利用状況・実績	課題
19	○			就学相談 (就学指導委員会)	・障がいのある児童生徒の適切な教育的措置について協議し、適正な就学指導を進める。	幼稚園・保育所の年長児 小・中学生	医師 相談支援専門員 特別支援学校教員 小中学校教員 幼稚園教員 保健師	・所属の園・学校から保護者の承諾書を添えて市教委へ申し込む。 ・就学指導委員会専門委員または市教委による聞き取り、観察、発達検査等を実施のうえ、就学指導委員会で適正な就学について審議・判定する。	平成25年度実績 (平成26年1月末現在) ・就学指導委員会開催回数 定例会 3回	・早期からの就学相談を実施し、保護者に対し丁寧な説明と情報提供をしていく必要がある。
20	○			スクールヘルパー事業	・障がいのある児童生徒や特別な支援の必要な児童生徒のために、特別支援教育補助者、特別支援介助者を小・中学校に配置し、児童生徒一人一人を大切にする学校づくりを進める。	小・中学生	特別支援教育補助者 特別支援介護者	障がいのある児童生徒や特別な支援の必要な児童生徒のために、特別支援教育補助者、特別支援介助者を小・中学校に配置する。	平成25年度配置数 ・特別支援教育補助者126人 ・特別支援介助者22人	・担任等との連携やコミュニケーションを図る時間を確保する必要がある。
21	○	○		巡回相談 (わくわく相談会)	・特別な支援を必要とする児童生徒への適切な支援のあり方についての相談会を実施する。	小・中学生	大学教授 医師 児童心理司 作業療法士 特別支援学校教員 小・中学校教員	・要望に応じて特別支援教育に係る専門家が学校訪問を行い、児童生徒への適切な支援のあり方について指導・助言を行う。	平成25年度実績 (平成26年1月末現在) ・巡回相談(わくわく相談会) 学校数 30校	・本相談会の趣旨について、各校へ繰り返し周知していく必要がある。
22		○		通級による指導	・通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒に対し、通級指導教室等において個別の支援を行う。	小・中学生	通級指導教室 担当教員	・通級指導教室の担当教員が児童生徒への個別の支援を行う。 通級指導教室設置校 (小学校) 今市小学校、神戸川小学校 神西小学校、平田小学校 大社小学校、中部小学校 (中学校) 第三中学校、浜山中学校 平田中学校、湖陵中学校 斐川西中学校	平成25年度実績 (平成26年1月末現在) ・通級指導教室在籍児童生徒数 小学校 229名 中学校 86名	・対象児童生徒の増加に対し、どう対応していくのか検討が必要。

出雲市の発達支援に関する主な取り組み(平成25年度)

	気づき	支える	つなげる	事業名	目的等	対象者・年齢	スタッフ・体制	実施内容・方法	利用状況・実績	課題
23		○		障がい児通所支援 ①児童発達支援	・児童福祉法に基づき、障がい児の居住地の身近なところで通所での療育の場を提供。	就学前の障がい児(障害者手帳所持又は医師の意見書)	児童発達支援管理責任者 児童指導員 保育士	障がい児に日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応訓練を行う。	平成24年度実績 実利用人数 74人	・障がい福祉サービスを利用することへの保護者側の抵抗感がある。
24		○		障がい児通所支援 ②放課後等デイサービス	・学校通学中の障がい児に対して、放課後や、夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のために訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相俟って障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進する。	就学後の障がい児	児童発達支援管理者 児童指導員 保育士	障がい児に生活能力の向上のために必要な訓練や、社会との交流の機会を提供する。	平成24年度実績 実利用人数 107人	・障がい福祉サービスを利用することへの保護者側の抵抗感がある。
25		○		障がい児通所支援 ③保育所等訪問支援	障がい児が、集団生活を営む施設を訪問し、集団生活適応のための専門的な支援を行う。	保育所や、児童が集団生活を営む施設に通う障がい児	訪問支援員	障がい児支援に関する知識および相当の経験を有する児童指導員、保育士、理学療法士及び心理担当職員が、集団生活への適応のための専門的な支援を行う。	平成24年度実績 事業所数 5事業所 実利用人数 38人	・障がい福祉サービスを利用することへの保護者側の抵抗感がある。
26		○	○	障がい児(者)相談支援事業	・在宅の障がい児(者)に対し、福祉サービスの利用援助、ピアカウンセリング、介護相談及び情報の提供等を行うことにより、障がい者(児)やその家族の地域生活を支援し、自立と社会参加の促進を図る。	在宅の障がい者や障がい児の保護者又は介護を行う者等 年齢不問	相談支援専門員	・障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や、福祉サービスの利用支援など、障がい者等に必要な支援を実施 ・平成24年から26年度において、障がい福祉サービス利用者全員に、障がい者相談支援専門員がつき、サービス等利用計画を立案して、サービスの提供を行うこととなった。	平成24年度 のべ相談件数 35,878件 サービス等利用計画作成数 (H25.12末までの実績) 302件	・障がい者相談支援専門員の不足

出雲市の発達支援に関する主な取り組み(平成25年度)

資料5

事業名	目的等	対象者・年齢	スタッフ・体制	実施内容・方法	利用状況・実績	課題
27 ○ 心身障がい児地域療育事業	言葉や運動、社会性に遅れがあるなど、発達面で心配がある子どもへ個別・集団的に指導訓練を実施することにより、児が地域社会の中で健やかに育まれる環境づくりを支援する。	発達に心配のある子どもおよびその家族(診断、障がい者手帳の所持の有無は問わない。)	保育士 保健師 心理士 医師 作業療法士 理学療法士など	・年間を通じ身近な地域で個別・集団的に療育が受けられる場の提供。 ・その家族への相談支援や情報提供、保護者同士の交流の場の提供。 直営:おもちゃの家(斐川地域) たんぽぽ教室(平田地域) 委託:わんぱく学園(平田地域) たんぽぽの会(大社地域) いちごの会(斐川地域)	・療育活動 5か所 178回/年 ・研修会・学習会・相談など	・どこに住んでいても身近な地域で早い段階から療育等が利用できる体制づくり。 ・コーディネート役について、複数利用している児の場合、医療、福祉、教育との連携を誰がどのように図っていくのか。
28 ○ 自立支援医療 (精神通院医療)	精神の疾患で、通院による精神医療を継続的に要する者に、医療費の自己負担額を軽減する公費負担制度(国の制度、自己負担1割)の認定を受けた市民に対し、自己負担額の更に半額を助成し、自己負担額の軽減、障がい者の健康保持を図る。	自立支援医療の認定を受けた方		・受給者の申請により助成認定を行い、指定自立支援医療機関での医療費の領収書等を添付して請求を受け翌月末に助成金を支払う。 ・助成金の請求は受診日から2年以内。		